

## 伊豆山復興計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式参加者選定基準及び評価基準

### 1 目的

伊豆山復興計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）「6 参加者の決定」及び「12 企画提案の審査」の採点方法及び基準を定める。

### 2 資格の審査方法

- (1) 採点は、事務局が伊豆山復興計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式 採点表（以下「採点表」という。）【1 技術資料】に基づき審査し、得点は100を満点とする。
- (2) 評価については、事業者から提出された参加表明書類一式（様式2～様式6－2等）により評価を行う。

### 3 企画提案の審査方法

- (1) 採点は、伊豆山復興計画策定業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）が実施し、得点は100点を満点とする。
- (2) 選定委員会は、提出された企画提案書及び企画提案（プレゼンテーション・ヒアリング）の内容について、採点表【2 企画提案】に基づき、評価を行う。
- (3) 企画提案（プレゼンテーション・ヒアリング）の当日において、企画提案書に記載された内容以外の提案があった場合は、これを評価の対象としない。

### 4 決定方法

- (1) 総合点数は200点を満点とし、配点割合は採点表のとおりとする。
- (2) 総合点数の算出は、採点表【1 技術資料】及び採点表【2 企画提案】に基づき採点された点数の合計とする。
- (3) 有効な企画提案書を提出した参加資格者であって、「総合点数」の高い者から順に契約予定者とする。
- (4) 候補者の選定に当たり総合点数が同点の者が2以上あるときは、選定委員会が事前に定める優先項目の評価点の高い順により決定する。